高松市立亀阜小学校教育後援会会則

（名称等）

第１条 この会は、高松市立亀阜小学校教育後援会（以下、「本会」という。）と称し、事務局を高松市立亀阜小学校（以下、「本校」という。）におく。

（目的）

第２条 本会は、本校の教育全般についての向上をねがい、その健全な発展に寄与することを目的とする。

（事業）

第３条 本会は、前条の目的達成のため本校の児童に関すること、施設・設備の充実に関すること、その他環境の向上など教育全域にわたっての事業を実施し、物・心両面より援助を行う。

（組織）

第４条 本会の会員の資格は次のとおりとする。

１．本校の保護者による正会員ならびに本会の趣旨に賛同する一般会員をもって組織する。

２．入会は任意であり、いつでも退会できる。ただし、安易な入退会を避けるため再入会は退会日より１年以上経過しなければならない。

３．会員資格のあるものは、入会届を以って会員となる。また、会員は退会届を以って退会することができる。ただし、卒業や転校、異動、退職などで会員の資格が無くなった者は自動的に退会したとみなし、退会届の提出は不要とする。

（役員）

第５条 本会に次の役員を置く。

会長１名、副会長２名、会計監査２名、庶務会計 若干名、理事 若干名、顧問 若干名

（役員の選出）

第６条 会長・副会長・会計監査・庶務会計・理事は、総会において会員中から選出する。評議員は役員以外の教育後援会会員全員とする。

（役員の任務）

第７条 役員の任務は次のとおりである。

１．会長は、会を代表し会務を総理し会議の議長となる。

２．副会長は、会長を助け会長不在のときはその代理をする。

３．会計監査は、会計を監査する。

４．庶務会計は、庶務的事務・会計事務にあたる。

５．理事は、会務を執行する。
６．評議員は、評議員会を構成して協議する。

（役員の任期）
第８条 役員の任期は１ヵ年とする。ただし、補欠役員の任期は前任者の残任期間とする。なお、任期がすぎても後任者が選出されるまでは、その職にあるものとする。重任を妨げない。

（会議）
第９条 本会の会合は、次のとおりである。
１．総会は、毎事業年度終了の日から２ヶ月以内に開催する。
２．会長が必要と認めた場合には、臨時に評議員会を開き規則の変更・会費の決定・予算の審議・決算の承認を行う。その他の役員会は必要に応じて開く。
３．新型コロナウィルス感染症などによる緊急事態や災害等の緊急な事由により、総会が開催困難な場合には、インターネット回線を利用したＷｅｂ会議もしくは書面により総会を開催する。

（経費）
第１０条 本会の会計は、会費と寄付金によってまかなう。
１．会費は、総会にて決定する。
２．会費は、本会から会計業務を委託された学校が集金する。
３．会費は１家族 250 円とし、毎月徴収する。

第１１条 本会の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月末に終わる。
附　　則 本会則は、昭和 45 年 1 月 10 日より効力を発するものとし、次の通り改正する。
R4.4.22／R5.4.22